

# 被害者支援 ニュース



## 創刊号

2009.7.15 発行

NPO法人全国被害者支援ネットワーク  
〒113-0033 東京都文京区本郷2-4-10  
東京外国語大学本郷サテライト 6階  
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317  
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 ..... 山上 皓
- 寄稿 ..... 殿川一郎 (内閣府)  
..... 高木勇人 (警察庁)
- 特集 ..... 早期援助団体
- 相談受理統計 (2008年度)
- 支援活動予定 (2009.7~11)

### 巻頭言

## 被害者支援ニュース刊行によせて

NPO法人全国被害者支援ネットワーク 理事長

山上 皓



全国被害者支援ネットワークは、設立11年目を迎えました。この間に平成16年には犯罪被害者等基本法が制定され、国の基本計画に沿って諸施策が着実に実施されるなど、被害者支援の進展は目覚ましいものがあります。全国被害者支援ネットワークは、その最終的な目標を、この国の犯罪被害者が、いつでも、どこでも、必要な支援を十分に受けられる社会を築くことに置いております。設立当初は8団体に過ぎなかった加盟団体も、この7月には全都道府県に広がって、47団体となりました。比較的短期間でこの活動が大きく発展したわけですが、私は、常々、犯罪被害者・遺族の方々の思いが、道を開いてくださっているのだと感じていました。私が活動を始めたのも、犯罪被害者遺族の声がきっかけとなったものです。運営に際しては、その原点を確かめながら進めてまいりましたが、今後もそのような努めていきたいと思っております。

ネットワーク設立の翌年に私たちが策定・公表した「犯罪被害者の権利宣言」は、犯罪被害者支援を国、地方公共団体および国民の責務とし、犯罪被害者に固有の権利として「個人の尊厳に配慮した処遇を受ける権利」など七つの権利を宣言するもので、その5年後に制定された「犯罪被害者等基本法」の骨子とも言えるものです。今年、権利宣言公表10周年、基本法制定5周年にあたりますので、広報啓発委員会(富田信穂委員長)で検討の上、恒例の秋の「犯罪被害者支援フォーラム」をその記念行事として開催すべく、準備を進めているところです(10月2日開催の予定です)。

全国被害者支援ネットワークおよび加盟各団体は、国の基本計画の中で、犯罪被害者支援の中核的拠点として位置づけられました。この重責に応えるべく、先ずは全国において事件直後からの早期支援の体制を確立することが肝要と考え、組織運営委員会(酒井宏幸委員長)は全加盟団体が早期援助団体の指定をとれるよう支援するとともに、必要とされる財源確保手段の拡大(募金事業の展開や基金設立構想等)を図っております。もう一つの重要課題である支援内容とその質の向上のためには、研修検討委員会(大久保恵美子委員長)が、研修マニュアルや、全国共通カリキュラムを作成し、ブロック研修や全国研修など多様な研修の充実を図るとともに、支援スタッフのための全国共通の資格認定制度導入の準備を進めております。これら委員会活動の活性化にあわせて、事務局体制を5月から強化し、事務局長(増茂)、ファンドレイジング部長(陶山)、事務局長補佐・組織運営・ファンド担当(奥田)、研修・人材育成担当(野田)、広報・調査担当(橋高)の5人になりました。

民間団体ですので、出来ることには限界もありますが、これからも全員一丸となって目標に向かい邁進したいと思っておりますので、ご支援、ご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

やまがみ あきら

NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事長  
東京医科歯科大学名誉教授

寄稿

## 「ネットワークに期待すること」

内閣府 犯罪被害者等施策推進室 室長

殿川 一郎

我が国における犯罪発生件数は全体としては減少しているものの、通り魔殺人事件のような、社会を震撼させる様々な犯罪が跡を絶ちません。いったん犯罪被害に遭遇すると、それは被害者本人だけでなくその家族をも巻き込み、さらには犯罪による直接的な被害に加えて、いわゆる二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

こうした被害の状況は、単に犯罪の種別や刑事事件としての重さだけで捉えられるものではなく、個別の事情により大きく異なるものであり、犯罪被害者が社会において再び平穏な生活を営めるようになるための支援は、こうした事情に応じてきめ細かく行われる必要があります。

しかし、このような支援は公的機関だけでは十分には行えず、民間の犯罪被害者支援団体の助力が不可欠です。

むしろ、柔軟な対応が要求されることからすれば、民間団体が特性を十分に発揮し、犯罪被害者支援の重要な担い手の一人となることが強く期待されていると言えます。

全国被害者支援ネットワークは、このような全国各地の民間支援団体の中核としての立場にあり、日本の犯罪被害者支援において大切な役割を果たして来られました。

改めて、これまでの御尽力に敬意を表しますとともに、引き続き皆様方が民間団体の特性を十分に活かし、その能力を十分に発揮され、全国の被害者支援の充実に貢献されますようお願い申し上げます。

内閣府 犯罪被害者等施策ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/>

警察庁 犯罪被害者支援室 室長

高木 勇人

今年4月には徳島県で民間被害者支援団体が設立され、ついに全都道府県で民間ベースの被害者支援活動が展開されるようになりました。また、都道府県公安委員会から「早期援助団体」として指定された団体も23にまで増加してきました（本年4月現在）。これまでの各県の民間被害者支援団体（以下「支援センター」といいます。）と全国被害者支援ネットワークの皆様のご努力に敬意を表します。

今後の課題は、各支援センターにおける活動の質的な充実にあると考えます。具体的には、電話相談・面接相談はもちろん重要ですし、裁判所等への付添いなどの直接支援へのニーズも高いものがあります。また、被害者支援に当たっては、警察のほか、地方公共団体、福祉機関、医療機関、弁護士などが連携する必要がありますが、こうした多くの機関・団体の間をコーディネートする役割も支援センターに期待されます。

支援センターの活動の充実のためには、体制確立と能力の一層の向上が必須でしょう。この点、各県ごとに、経緯、現状、情勢などが様々ですから、それぞれでの取り組みが必要となります。たとえば、神奈川では、この6月、センターと県警・県知事部局が一堂に会する「サポートステーション」が開設されました。全国被害者支援ネットワークは、全国の情勢を把握できるお立場にありますので、各支援センターに対して参考情報を提供することによりバックアップすることが期待されます。

犯罪被害者が全国のどこでも必要な支援を受けることができるようにするという理想の実現に向け、警察としても努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

警察庁 犯罪被害者支援室ホームページ

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

## 特集

## 早期援助団体

## より良い支援活動のできるセンターを目指して

特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター（以下、センターと略称）は、2008年9月に大阪府公安委員会より、犯罪被害者等早期援助団体（以下、早期援助団体と略称）の指定を受けました。

全国の被害者支援ネットワーク加盟団体が早期援助団体の指定を目指す中、センターが、どのようにしてこの指定を受けたのか、センターに訪問してスタッフの皆さんにお話を伺いました。（インタビュー：河合 裕子）

最初に、センターが設立から早期援助団体の指定を受けるまでの経緯を簡単に記します。

1995年阪神淡路大震災。この震災により被害に遭われた方たちに対し、大阪YWCAが物理的ケアだけでなく精神的ケアを中心としたボランティア活動を行いました。その折、訓練等のバックアップをした山上皓（現NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事長）の要請を受けて、そのボランティア活動に参加した現代表理事である堀河氏と事務局長・楠本氏が中心となって準備を進め、31名のボランティアとともに、翌1996年4月、日本で3番目の民間被害者支援団体「大阪被害者相談室」として発足しました。その後、2002年にNPO法人格を取得し、名称を「特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」に変更して現在に至っています。

発足当時のメンバーにとって、被害者支援は手探りでしたが、折々に専門家から時に厳しく、時に温かいアドバイスや研修を受けながら支援活動を行ってきたそうです。

被害者支援活動をはじめてから13年後の2008年9月に、最初に述べたとおり、大阪府公安委員会から、全国で20番目に「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。現在、センターでは、それまでと同様、各関係機関と連携を深め、被害者の被害回復に必要な支援活動ができる充実したセンターを目指しています。



**Q** 早期援助団体の指定を受けるにあたり、苦労したこと、期待していたことや目指したことは何でしょうか？

**A** 指定を受けるにあたり、定款変更、規程・規則作り、財政基盤の裏付け資料等ペーパーワークの事務量は膨大なものがありました。しかし、2004年の犯罪被害者等基本法の成立、翌2005年の基本計画の閣議決定以後、これまで以上に民間被害者支援団体の重要性が増し、総合的かつ多様な支援活動が求められるようになりました。警察からの早期の情報提供を受けることにより、被害者のニーズにあった支援につながることをめざし、大阪府警の協力を得ながら申請を行いました。

**Q** 実際に早期援助団体の指定を受け、被害者支援活動の広がりに変化はあったでしょうか？

**A** 被害直後の被害者は、混乱し、感情なども麻痺していることが多く、自ら希望して支援を求めることは難しい状況です。事件・事故を取り扱った警察が、センターの支援を必要とした場合に、被害者の同意を得て被害直後から当センターに連絡をいただくことにより、早期の直接的支援ができるようになりました。しかし、早期援助団体の指定を受けたからといって、支援活動そのものが変化する訳ではありません。私たちは、常に被害者の方の話に耳を傾けて聴くだけでなく、関係機関との連携を取りつつ、より適切な支援と必要とされる情報提供を心がけています。

**Q** 支援件数が増加すると、支援員のこころのケア、支援員同士の連携・体制強化にどのような気遣いをされていますか？

**A** 研修に力を入れています。研修を通じて、知識やスキルの取得を目指すことはもちろんですが、支援員同士が互いに尊重し合い、協力できる環境を作るとともにチームワークを大切にしています。研修に参加していないと支援ができないという意識は、どの支援員も持っています。支援員全員が参加することにより、センターへの帰属意識が高まり、各個人のモチベーションも上がります。研修は

スキルアップや情報共有の場だけではなく、こころのケアの場にもなっています。

**Q** 早期援助団体の指定を受けることにより、警察・検察・地方自治体・医療機関など他機関との連携の仕方がどのように変化しましたか？

**A** 今までの支援活動でも、連携をしながら活動してきましたが、あえて言うのであれば、認知度がアップしたことでしょうか？「公安委員会指定」という言葉によって、警察・検察・地方自治体・医療機関などの支援センターへの認識が、今まで以上に深まったと思います。

**Q** 今後、被害者をとりまく環境は大きく変化していく中、相談員研修や新規養成で取り組んでいくことは？

**A** 適切な支援を提供するために、支援員の研修は大切にしています。研修の中では、現場に即してのロールプレイはもちろんのこと、被害者支援に必要な分野の専門家を折々に招いています。「支援を行うには研修が不可欠」との共通認識が根付き、支援員の研修出席率は90%近くにもなっています。

新規養成講座には、二つの役割があります。一つ目は、支援活動に関わる将来の支援員養成。学歴や職業、性別は問わず、支援活動に携わりたいという気持ちを大切にしています。じっくり時間をかけ、あせらず養成をしていきます。二つ目は、職務上、被害者支援について学ぶ必要のある各種行政等相談窓口担当者の方への研修としての位置づけ。支援員養成講座受講生と同じカリキュラムで同時に講義を受けてもらいます。大阪府の協力を得て、府内の市町村の担当者が参加します。参加した担当



者には、実際に支援活動の中で力を借りることもあります。こうした機会に、関係機関との顔の見える関係を築いています。

**Q** 被害者が安心して寄れるセンターであり続けるために、スタッフとして心がけていることは何でしょうか？

**A** 様々な機関と連携を図りながら、被害者が望むよりよい支援が継続して行えるよう努力し、被害にあった方たちに、少しでも支援の情報が届くよう働きかけを行っていきたいと思います。被害者との信頼関係を築きながら、安心して支援を受けていただけるよう心がけ、支援活動に取り組んでいきたいと考えています。

**Q** これから、早期援助団体の指定を受けようとしている団体の方へのメッセージはありますか？

**A** 被害にあわれた皆さんが、再び平穏な生活を取り戻され、早期から継続して支援が受けられるよう、さらに支援の充実をはかっていきたいと思っています。

## 用語解説 …………… 「犯罪被害者等早期援助団体制度」

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(昭和55年法律第36号)(以下、犯罪被害者支援法と略称)の23条に基づいて、「犯罪被害者等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設立された営利を目的としない法人」に対して、その申請に基づいて、「犯罪被害者等早期援助団体」として都道府県公安委員会が指定する制度である。指定を受けた団体に対しては、警察本部長等は、犯罪被害者等の同意を得て、支援を適正に行うのに必要な限度で、被害や被害者等に関する情報を提供することができることとなっている。

本制度の詳細については、「犯罪被害者等早期援助団

体に関する規則」(平成14年国家公安委員会規則第1号)が定める。また、犯罪被害者支援法22条に基づき、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体を含む民間の犯罪被害者等支援団体に対して、その自主的な活動の促進を図るために指導や助言などの措置を講ずるよう努めなければならない、とされている。また、その詳細については「犯罪被害者等の支援に関する指針」(平成20年国家公安委員会告示第25号)が定めている。

本年6月30日末において、本ネットワーク加盟の47団体のうち、23団体が「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている。

(富田 信穂)

## 「犯罪被害者等の支援に関する指針」について



### 富田 信穂

特定非営利活動法人全国被害者  
支援ネットワーク副理事長

社団法人いばらき被害者支援セン  
ター理事長

### 1 本稿の目的

「犯罪被害者等の支援に関する指針」(平成20年10月31日 国家公安委員会告示第25号)(以下、「指針」と略称する)が告示された。この指針は、警察本部長等が犯罪被害者等を行う援助の措置及び都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体等に対して行う措置の両方について、国家公安委員会がそのあるべき姿を具体的に示した指針(ガイドライン)である。本稿ではこの指針の策定の経緯や意義につき、主として特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク(以下、「ネットワーク」と略称する)およびその加盟団体の立場から論じるものである。なお本稿において意見にわたる部分は、筆者の私見であり、ネットワークの公式的な見解ではない。

### 2 経緯

「犯罪被害者等給付金支給法」(昭和55年5月1日法律第36号)は、昭和56年1月1日より施行されたが、当初は犯罪被害者等に対する給付金の支給についてのみ規定する法律であった。平成13年の改正により、この法律の名称は「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と変更され、給付金の支給について大幅な改善がなされた(平成13年7月1日施行)。また警察本部長等による援助に関する規定(22条)および犯罪被害者等早期援助団体に関する規定(23条)が設けられ、これらの規定は平成14年4月1日に施行された。またこれらの規定に基づき、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」(平成14年1月31日国家公安委員会告示第5号)および「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」(平成14年1月31日国家公安委員会規則第1号)が示された。

その後「犯罪被害者等基本法」(平成16年12月8日法律第161号)(以下、基本法と略称する)の施行(平成17年4月1日)に伴い、犯罪被害者等に対する全ての施策は基本法の趣旨に適合するよう見直され、その一環として「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」も改正され、名称も「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(以下、「犯罪被害者支援法」と略称する)

に変更された(平成20年7月1日施行)。

犯罪被害者支援法においては、給付金の支給について大幅な改善がなされると同時に、22条の大幅な改正がなされた。なお、条文の見出しも基本法と整合させて「被害者等に対する援助」から「犯罪被害者等の支援」に変更されている。22条においては、警察本部長等による犯罪被害者等への支援(1項)に加えて、「犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体(第5項において「犯罪被害者等早期援助団体等」という)の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講じなければならない」(3項)との規定を新設した。またこれに関連して、「国家公安委員会は、第1項又は前項の規定に基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする」(4項)と規定した。これが指針の根拠である。なおこれに伴い、前述の「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」は廃止された。また同条5項においては、国家公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体等」が組織する団体(つまりネットワークのことであるが)に対して「助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

### 3 指針の策定作業

指針は犯罪被害者支援法が言うところの「犯罪被害者等早期援助団体等」、つまりネットワークの加盟団体の活動にも大きく関わるので、策定に際してはネットワークおよび加盟団体の関係者等が関与した。具体的には「犯罪被害者等の支援に関する指針策定のための有識者会議」が設置され、警察庁からの構成員のほか、民間団体からの構成員として、ネットワーク理事長・山上皓、社団法人被害者支援都民センター事務局長(当時)・大久保恵美子、社団法人やまがた被害者支援センター専務理事・清野功、社団法人いばらき被害者支援センター事務局長照山美知子(以上、敬称略)および筆者、ならびにオブザーバーとして警視庁犯罪被害者支援官が加わった。会議は平成20年7月3日、9月4日および10月9日の3回にわたって開催された。なお、この会議の概要については、警察庁のホームページ(警察による犯罪被害者支援)に掲載されている。

#### 4 指針の内容

この指針は、「第1 趣旨」、「第2 犯罪被害者等の支援に関する基本的事項」、「第3 警察本部長等による援助に関する事項」及び「第4 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動の促進に関する事項」の4部に分かれている。

「第1 趣旨」においては、既に述べたとおり、この指針が警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助の措置及び都道府県公安委員会が民間団体(この指針では、「民間被害者等支援団体」の語が用いられている)の自主的な活動を促進させるための措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定めるものであることが記されている。

「第2 犯罪被害者等の支援に関する基本的事項」においては、犯罪被害者等への支援に際しては、基本法の趣旨が徹底され、犯罪被害者等の個人の尊厳について配慮されるべきことが強調されている。このように、全ての犯罪被害者等のための施策が、基本法の趣旨に沿う形で行われるべきことが最初に強調されていることは、当然のこととは言え、望ましい形の規定の仕方だと思われる。そのほかに、支援がproactiveであるべきこと(「5 支援に携わるものからの積極的な働き掛け」)や民間団体と警察の連携の重要性(「12 民間犯罪被害者等支援団体と警察との有機的な連携」)にも言及するなど、広範囲にわたって論じられている。

「第3 警察本部長等による援助に関する事項」においても民間団体との連携について規定しており(「5 関係

都道府県警察、関係する機関及び団体との連携等 (3) 民間犯罪被害者等支援団体との連携・協力)、この重要性について十分な認識がなされているように思われる。

「第4 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動の促進に関する事項」においては、最初に、民間団体が「独立した組織」としてその自主性が尊重されるべきことが強調されており(「1 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための措置を実施する際の留意事項(1) 民間犯罪被害者等支援団体の自主性の尊重」)、極めて適切な規定の仕方だと思われる。そのほか具体的に、民間団体において支援に携わる者の知識向上や民間団体への種々の情報提供のための措置のみならず、「財政的援助」、「施設及び物品の貸与」及び「設立支援」などの措置にも言及しており(「2 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための措置の具体的内容 (3) 人的・物的基盤の充実に係る措置」)、民間団体にとっては、心強いものとなっている。

#### 5 終わりに

以上述べたところから、指針においては、基本法の趣旨がかなりの程度まで具体化されていることが分かる。今後も、犯罪被害者等のための施策において、基本法の趣旨の実現(implementation)が進展することを期待するものである。

注) 指針については、下田玲子「犯罪被害者等の支援に関する指針の策定について」警察学論集62巻1号(2009年1月号)のほか、「コラム：『犯罪被害者等の支援に関する指針』について」内閣府編『犯罪被害者白書(平成21年版)』(40-43ページ)などの記事がある。

## 相談受理統計・情勢分析

ここからは、全国被害者支援ネットワークの加盟団体における被害者支援の状況をお伝えします。

#### ■回答状況

2008年1月から12月までの相談受理状況について、2008年12月31日現在加盟の計45団体に調査して、うち36団体から回答を受けました。

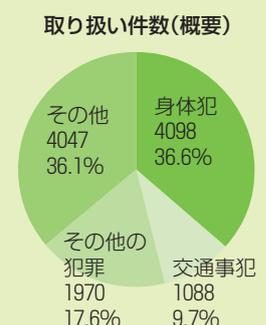
	団体数	有効回答数 (%)
全加盟団体 (2008年12月31日現在)	45	36 (80.0%)
早期援助団体	23	19 (82.6%)
未指定団体	22	17 (77.3%)

#### ■新規相談取り扱い件数

回答した36団体が昨年1月から12月までに被害者からの相談を新規に受理した件数の合計は11,203件でした。

罪種別内訳をみると、下の円グラフのとおり、身体犯が4,098件(36.6%)、交通事故犯が1,088件(9.7%)、その他の犯罪被害の計が1,970件(17.6%)、以上のいずれにも含まれない相談が4,047件(全体の36.1%)でした。

次の頁左上に、罪種別の詳細表を掲載します。



取り扱い件数（罪種別詳細）

		取り扱い件数	
身体犯	殺人（傷害致死）	788	7.00%
	強盗（致死傷）	171	1.50%
	強姦	838	7.50%
	強制わいせつ	744	6.60%
	その他の性被害	369	3.30%
	暴行・傷害	1067	9.50%
	その他の身体犯	123	1.10%
	危険運転致死傷	12	0.10%
交通事犯	交通死亡事故	404	3.60%
	交通事故	672	6.00%
その他の犯罪	財産的被害	1085	9.70%
	DV	584	5.20%
	ストーカー	236	2.10%
	虐待	68	0.60%
その他	死別・自殺	135	1.20%
	災害被害	9	0.10%
	その他	3909	34.90%
総計		11203	100.00%

■直接的支援

前項で各センターによる相談対応結果のうち、16.4%を占めている直接的支援について、罪種ごとの対応を示した表を示します。対応の分かっているうちでは裁判関連の支援がもっとも多く25.0%ですが、どこにも分類されず「その他」に入る支援が罪種を問わずかなりの比率を占めており、今後、支援の実情についての詳細な調査が必要です。

直接的支援関係

		警察関連支援	裁判関連支援	検察庁関連支援	行政窓口等への付き添い	病院付き添い	自宅訪問	物品の供与・貸与	生活支援	宿泊施設提供	その他	計
身体犯	殺人（傷害致死）	24	260	107	12	32	42	3	27	0	489	996
	強盗（致死傷）	1	18	3	2	12	4	5	0	0	76	121
	強姦	33	110	42	4	39	16	1	9	4	160	418
	強制わいせつ	12	84	36	1	27	2	2	22	0	141	327
	その他の性被害	1	22	1	1	7	0	1	0	0	64	97
	暴行・傷害	8	77	9	5	21	8	0	2	0	182	312
	その他の身体犯	2	13	3	0	5	1	0	4	2	11	41
交通	危険運転致死傷	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	10
	交通死亡事故	4	97	34	6	10	18	0	11	0	176	356
	交通事故	1	0	2	1	1	2	0	0	0	10	17
	財産的被害	3	19	1	1	0	1	1	0	0	17	43
	DV	4	32	7	4	4	1	3	8	1	62	126
	ストーカー	2	15	1	0	3	1	6	0	0	20	48
	虐待	0	5	0	0	4	0	0	0	0	12	21
その他	死別・自殺	2	7	0	0	1	0	0	0	0	6	16
	災害被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	2	26	4	46	0	0	43	122
計		98	768	247	39	192	100	68	83	7	1469	3071
		3.2%	25.0%	8.0%	1.3%	6.3%	3.3%	2.2%	2.7%	0.2%	47.8%	100.0%

■早期援助団体と未指定団体

以下に、早期援助団体と未指定団体における相談取り扱い件数と直接的支援の件数の比較表掲載します。総数でみても平均でみても早期援助団体の方が数多く支援を行っています。

取扱件数

	(単位：件)		
	全体	早期	未指定
総件数	11214 (100%)	8620 (76.9%)	2594 (23.1%)
19団体平均	311.5	453.7	152.6

直接支援件数

	(単位：件)		
	全体	早期	未指定
総件数	3042 (100%)	2609 (85.8%)	433 (14.2%)
17団体平均	84.5	137.3	25.5

相談者がどこでセンターの連絡先を知ったか、分かる範囲で回答してもらったところ、早期団体と未指定団体では左の表のような違いがみられました。早期団体では警察からの情報提供から支援が始まり、未指定団体では、マスコミやホームページでの広報から相談者が連絡をしてくるようすが伺えます。

相談の端緒（端緒不明のケースを除く6473件について、平均値を比較）

	全体		早期		未指定	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
マスメディア	15.4	8.50%	18.2	6.60%	12.2	15.70%
ホームページ	17.8	9.80%	21.3	7.80%	13.9	17.80%
書籍	1.8	1.00%	2.1	0.80%	1.5	1.90%
リーフレット	17.4	9.60%	28.8	10.50%	4.7	6.00%
警察教示	26	14.30%	43.8	16.00%	6.1	7.80%
警察提供*	25.4	14.00%	46.1	16.80%	2.4	3.10%
他機関からの紹介	32.8	18.10%	52.9	19.30%	10.4	13.20%
その他	44.9	24.70%	60.8	22.20%	27	34.50%

\*被害者の個人情報を含む事件情報の提供

